

# 邑南町農産物処理加工施設管理業務仕様書

## 1 業務内容

指定管理者の行う業務は、邑南町農産物処理加工施設（以下「施設」という）の利用等を含む施設全体の運営業務及び施設の点検、整備、清掃等の維持業務とする。

## 2 管理施設の名称及び範囲

名称	所在地	面積	指定管理者に管理を行わせる施設等
邑南町農産物処理加工施設	邑南町下田所 153番地2	104 m <sup>2</sup> (755 m <sup>2</sup> )	邑南町農産物処理加工施設及び敷地（駐車場）

## 3 運営業務

地域の農林水産物等の地域資源を活用し、邑南町農産物処理加工施設条例に定める事業を行い、地域経済の活性化、農家所得の向上を図るものとする。

### （1）施設の運営について

#### ア 開館時間及び休館日

- ・邑南町農産物処理加工施設条例施行規則に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が町長の許可を得て別途定めることができる。また、施設の維持管理上必要が生じた場合は、町長に報告し変更することができる。

#### イ 防犯、防火対策

- ・施設の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。
- ・退場時には火気の始末に留意すること。
- ・災害時は利用者の安全を確保し、迅速に避難誘導を行うこと。

#### ウ 利用者の指導、事故防止対策

- ・利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。

## 4 管理業務

利用者が安全に利用できるように、常に施設を適正な状態の維持に努めるものとする。

### （1）帳簿の整備

管理者は施設運営のため、少なくとも次に掲げる帳簿を備えていなければならない。

#### ア 利用日誌

#### イ 施設運営に必要な諸規定

#### ウ 年間の利用計画表

#### エ 会計経理に関する帳簿

オ 関係官公署に対する報告書等の文書綴

カ その他町長が必要と認める帳簿

## (2)施設の管理業務

管理者は、施設を利用しやすい状態の維持に努めなければならない。

ア 定期的に点検、清掃を行い、常に清潔を心がけること。

イ 施設修繕は漏水、塗装、ガラスの破損、電気機器類等簡易な修繕を行うこと。

ウ 施設から発生したゴミは、分別して処理すること。

エ 利用者の遵守事項等は、必要に応じて指定管理者で指導すること。

オ 利用者の技術向上、衛生管理等の研修を行わなければならない。

## (3)管理運営の費用

指定管理の係る費用負担は、次のとおり定める。

ア 施設の維持管理費は、施設の運営収益で賄う。

イ 施設の火災保険料は指定管理者が負担する。

ウ 施設敷地の土地賃借料は邑南町が負担する。

エ 町は経年劣化等による施設及び設備の改修・修繕が必要となった場合でも、原則として費用を負担しないので、修繕等が必要となった場合は、指定管理者において負担すること。指定管理開始日以前に破損等していた設備等についても同様とする。

## (4) 報告義務

管理者は、事故等が発生した場合、直ちに適切な措置をとるとともに、町長に報告し、指示に従わなくてはならない。

## 5 事業報告書

指定管理者は各事業年度終了後45日以内に、以下の資料を添付した事業報告書を町長に提出すること。

(1) 本業務の実施状況に関する事項

(2) 管理施設の利用状況に関する事項

(3) 収入の実績及び管理経費等の収支状況に関する事項

## 6 その他

この仕様書に記載されていない事項については、町長と指定管理者は誠意をもって協議し、適切な管理に努めなければならない。